

令和4年度施行

業務設計書（公示用）

業務名：札幌市美しい森林づくり基盤整備業務

令和4年9月 単価適用

建設局 みどりの推進部 みどりの管理課

業務名： 札幌市美しい森林づくり基盤整備業務

総委託費 円

委託業務費 円

消費税等相当額 円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・ 白旗山都市環境林（清田区有明388ほか）

2. 業務の概要

本業務は、札幌市美しい森林づくり基盤整備交付金事業計画に基づき間伐、造林、皆伐(小規模)を実施するものである。

- ・ 間伐 15林班2小班1 6.97ha 17林班11小班 14.48ha 18林班4小班1 5.23ha
- ・ (カラマツ間伐 1,999本 広葉樹間伐 457本 切捨間伐 1,075本 合計 3,531本)
- ・ 造林 0.5ha 15林班7小班 ミズナラ 500本
- ・ 皆伐(小規模) 24林班15小班 2.00ha
- (カラマツ伐採 470本 広葉樹伐採 160本 切捨伐採 72本 合計 702本)

3. 業務の期間

- ・ 契約締結日から令和5年3月15日まで

4. 仕様書等

■ 仕様書について

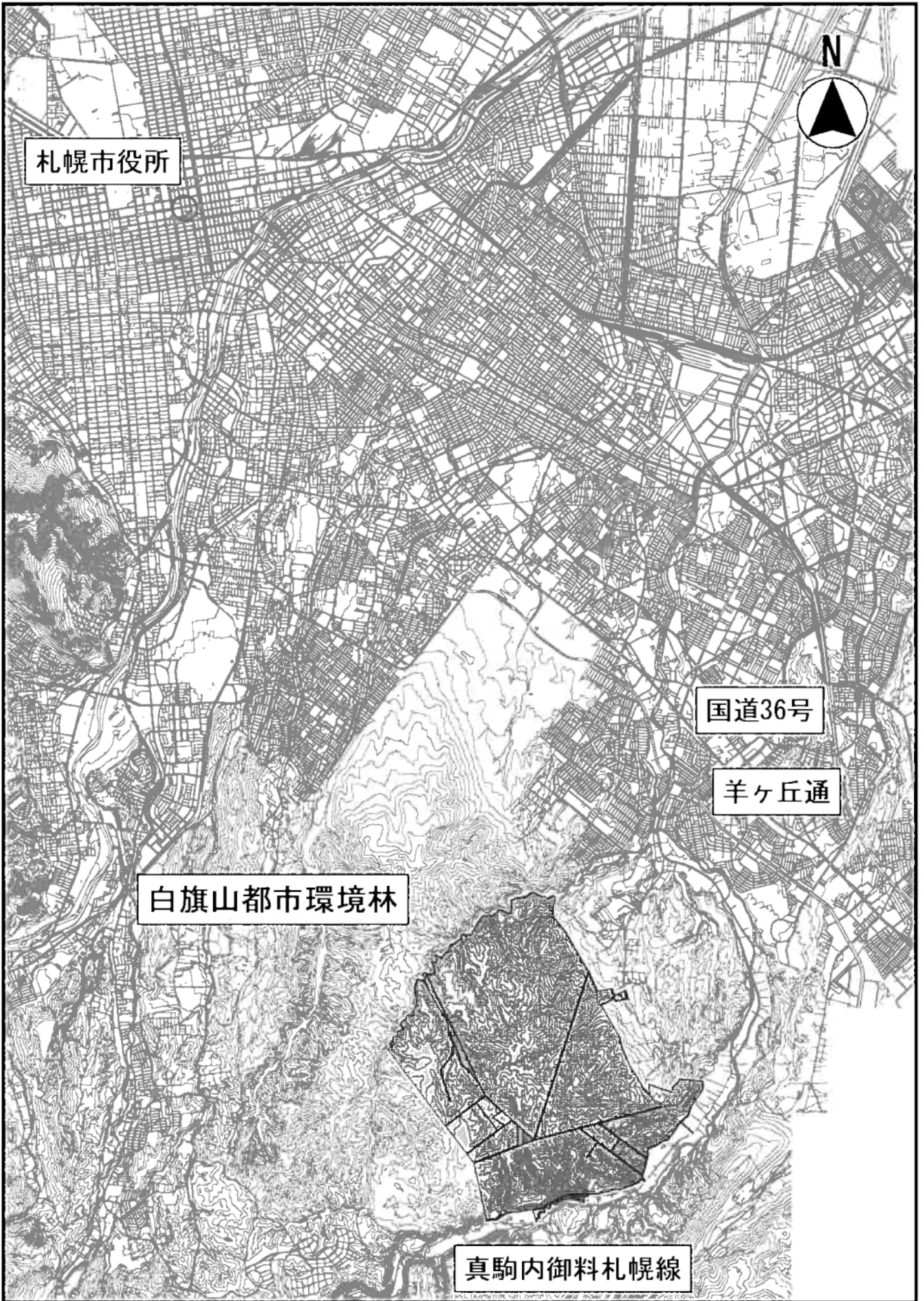
- ・ 当該業務施行に当たって使用する仕様書は下記を基本とする。
札幌市美しい森林づくり基盤整備業務 仕様書

■ その他

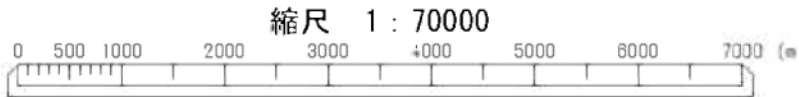
- ・ 本業務地における境界及び施設等の詳細情報については、別途配布する記憶媒体（DVD等）によるものとし、現地調査等により記載内容に誤りや変更等が発見された場合には、担当職員に報告すること。

■ 内訳書の表記について

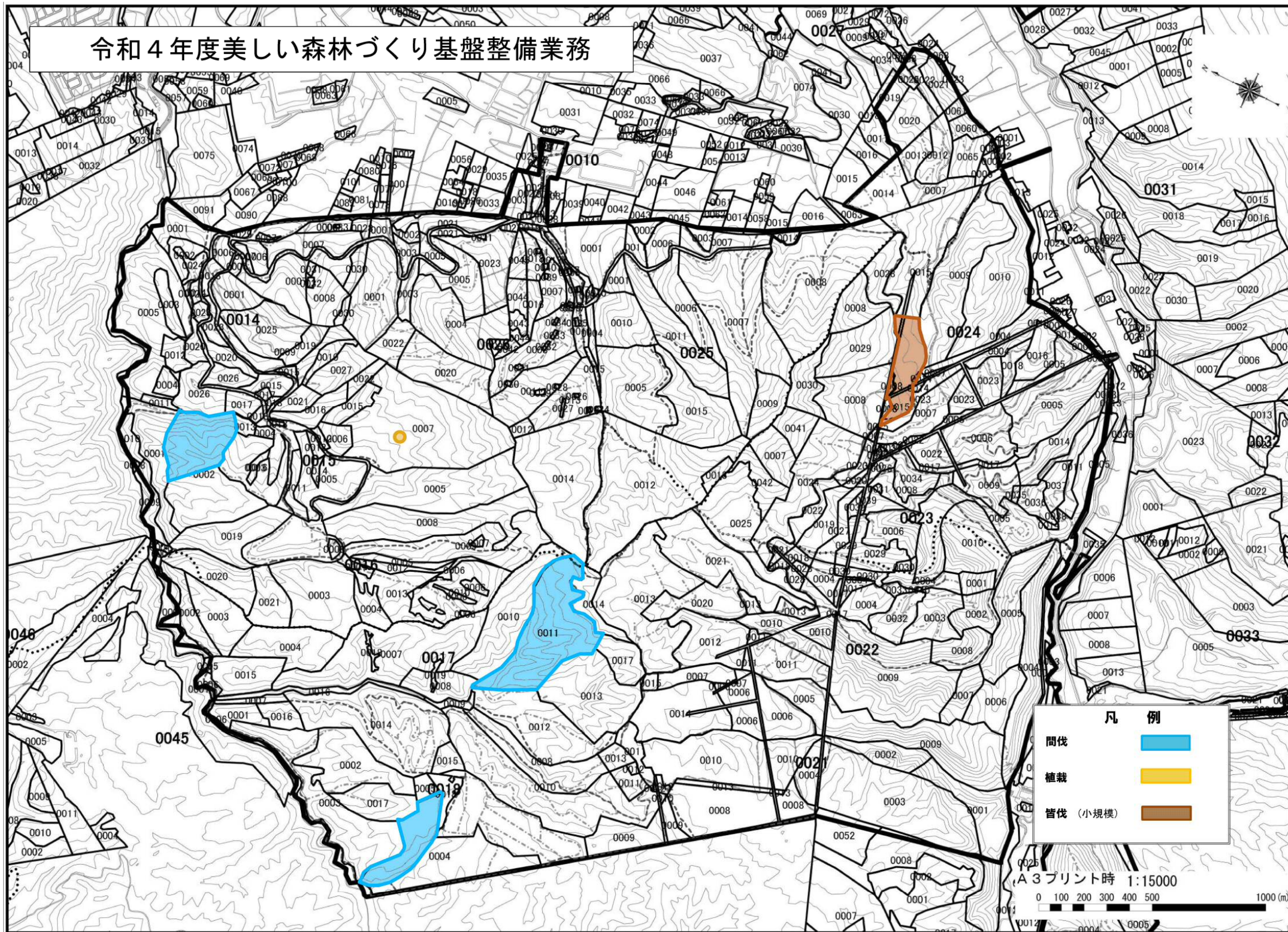
- ・ 内訳書の表記については、下記のとおり読み替えをおこなうこととする。
 工事区分 → 業務区分
 直接工事費 → 直接業務費
 純工事費 → 純業務費
 工事原価 → 業務原価
 工事価格 → 業務価格
 工事費計 → 業務委託料



位置図



令和4年度美しい森林づくり基盤整備業務



札幌市美しい森林づくり基盤整備業務 仕様書

札幌市美しい森林づくり基盤整備業務の仕様は本仕様書による。

A. 一 般

1 業務内容

(1) 業務履行場所については、下記に示すとおりとする。

白旗山都市環境林内（清田区有明 388 ほか）

(2) 間伐は、下記に示すとおり

- ・ 15 林班 2 小班 1 : 6.97ha（作業道から作業中心地までの集材距離【以下「集材距離」】150m 以内）、17 林班 11 小班 : 14.48ha（集材距離 150m 以内）、18 林班 4 小班 1 : 5.23ha（集材距離 150m 以内）、
- ・ カラマツ間伐 1,999 本、広葉樹間伐 457 本、切捨間伐 1,075 本、合計 3,531 本
- ・ 伐木、短材処理（玉切り）、木寄せ、集材作業、巻立て、計測・集計の一連の作業
- ・ 選木した樹木は現地でマーキングをしている（赤スプレー）

(3) 造林は、下記に示すとおり

- ・ 15 林班 7 小班 : 0.5ha
- ・ ミズナラ 500 本
- ・ 苗については白旗山都市環境林内で生産しているものを用いる。担当職員の指示する箇所から掘り出してこれを運搬すること。
- ・ 地拵えを行ってから植付を行うこと。
- ・ 対象区域内 0.5ha において、既存樹木や切り株等を避け、およそ均等になるように植え付けること。区域については、担当職員と協議の上で認められれば、増減することを可能とする。

(4) 皆伐(小規模)は、下記に示すとおり

- ・ 24 林班 15 小班 : 2.00ha（集材距離 80m 以内）
- ・ (2) 間伐の作業の仕様に沿って実施する（※伐倒対象が選木ではなく、対象地全てとする）
- ・ 伐採本数は、カラマツ伐採 470 本、広葉樹伐採 160 本、切捨伐採 72 本、合計 702 本を想定しているが、本数が異なる場合は増減に関わらず設計変更の対象とする。

(5) 協議

- ・ 作業項目に疑義がある場合は、担当職員の指示を仰ぐこと。

2 用語の定義

この仕様書において次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

(1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。

(2) 指示とは、担当職員が受託者に対し施行箇所、期間、工法等を示し、業務を実施させることをいう。

(3) 承諾とは、受託者が担当職員に報告し、担当職員が事前に了解することをいう。

(4) 完了とは、業務のすべてを終了することをいう。

(5) 終了とは、業務期間内において部分的に終了することをいう。

(6) 検査とは、中間、終了及び完了の検査をいう。

(7) 確認とは、業務委託期間内において、一定期間内の業務の履行の確認をいう。

(8) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

- (9) 現場代理人とは、業務の的確な履行を確保するため、受託者の代理人として業務の運営、取締りを行なうほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

3 書類

受託者は、別に示す様式により指定期日までに、関係書類を担当職員に提出しなければならないが、現場代理人等に変更が生じた場合には、現場代理人及び主任技術者変更通知書（様式 19）を提出するなど、提出内容に変更が生じた場合には、担当職員に報告のうえ、適宜承諾を得なければならない。また、担当職員が特に指示した業務又は工種等については、必要な書類を適宜提出しなければならない。なお、施行計画書等の提出において、業務規模や内容、現場条件等を勘案し、担当職員の承諾を得て、提出書類の一部を省略することができる。

(1) 業務着手

- ・ 業務着手届 様式 17
- ・ 現場代理人及び主任技術者指定通知書 様式 18
- ・ 現場代理人及び主任技術者変更通知書 様式 19
- ・ 技術者経歴書 様式 20
- ・ 業務工程表

※ネットワーク又はバーチャート方式等により、内容に応じたものとする

(2) 施行計画

- ・ 施行計画書（9 施行計画を参照）

(3) 業務報告

（各月の月末）

- ・ 業務月報 様式 21
- ・ 施業月報 様式 21-1
- ・ 月報出来高報告表 様式 21-2
- ・ 業務写真帳
- ・ その他業務報告書等

（各期末）

- ・ 業務月報 様式 21
- ・ 施業月報 様式 21-1
- ・ 月報出来高報告表 様式 21-2
- ・ 業務写真帳
- ・ 安全訓練等報告書
- ・ その他業務報告書等

(4) 業務完了（業務終了）

- ・ 完了届（終了届） 様式 22

4 履行上の義務等

受託者は、業務の性質上やむを得ないものとして業務の一部を委託又は請け負わせる第3者について、3（2）に記載して担当職員の承諾を得ること。なお、施行計画書提出後にその必要が判明した場合には、業務指示・協議書（特記様式 26）により承諾を得ること。

5 用地の使用等

- (1) 受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きを取るものとする。

- (2) 受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

6 支給品

受託者は、支給材料を適正に管理し、業務完了時に精算を行うこと。

7 業務の検査

- (1) 業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難であるような箇所については、担当職員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。
- (2) 業務完了の検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者が、これに立ち会わなければならない。

8 業務現場発生品

業務施行によって生じた発生品は、担当職員の指示に従い整理のうえ、担当職員の指定する場所で引き渡されなければならない。

9 施行計画

受託者は、担当職員と協議の上、適切な施行計画を立て業務を遂行しなければならない。受託者は、下記の事項の内容を記載した施行計画書を着手後速やかに担当職員に提出すること。

- (1) 作業工程表
- (2) 現場組織表（施行体系図を含む。）
- (3) 使用車両・使用機械
- (4) 施行方法
- (5) 施行管理計画
- (6) 社内検査
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）
- (9) 交通管理
- (10) 環境対策
- (11) その他（道路使用許可申請関連など業務に必要と判断される書類）

10 諸法規の遵守

受託者は業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、道路交通法、森林法、環境基本法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、文化財保護法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

- (1) 受託者は、諸法令に違反した場合発生することが予想される責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、当該業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて担当職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

11 官公庁への手続き

- (1) 業務施行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。

- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

1.2 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

1.3 測量

業務に必要な遣形、その他施行の基準となる仮施設は、受託者が設置し、担当職員の検査を受けなければならない。

1.4 保険

- (1) 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び、中小企業退職金共済法の規定により雇用者の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、任意の損害保険に加入しなければならない。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

1.5 技能講習

技能講習者が従事することになっている業務については、特別な場合以外は技能講習者以外の者に業務を行わせてはならない。

1.6 交通規制

- (1) 一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について担当職員及び関係官庁と協議し、実施及び解除期間等について承認を得なければならない。
- (2) 林内散策者については、原則的にその通行を確保しなければならない。

1.7 交通安全施設

- (1) 作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。
- (2) 業務現場の歩行者通路（安全衛生規則を準拠する）は、安全な幅員を確保し、通行危険箇所には、立入禁止の表示、保安柵（ガードロープ、バリケード、柵等）を設置するとともに、必要に応じて誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。
- (3) 床掘部等は原則として滞水状態にしないこと。また、滞水状態になった場合には、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。

1.8 環境負荷の低減

委託業務の執行にあたっては、「札幌市の環境方針（平成 27 年 9 月 1 日）」に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

(1) 車両関係

- ①極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- ②環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ・急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - ・適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - ・不要な荷物、遊具類を積まないこと。

- ③アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。
 - ・ 駐停車する場合には、エンジンを止めること。
 - ・ 必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
- ④作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。

(2) その他

- ①成果品に紙を使用する場合は、古紙配合率の高いものを使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
- ②本業務の履行において使用する商品・材料等については、極力環境に配慮したものをを使用すること。

19 事故報告

受託者は、業務の施行中に事故が発生した場合には、被災者がいる場合には被災者に対し適切・迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに担当職員に報告するとともに、業務事故報告書を担当職員に速やかに提出しなければならない。

B. 管 理

1 施行管理

受託者は、担当職員と協議し、適切な施行管理を行うこと。

2 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に施行してはならない。
- (2) 機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。
- (3) 機械の使用に資格が必要な場合には、資格証明の写しを整備し、担当職員から提出を求められた場合には速やかに提出できるようにすること。
- (4) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。
- (5) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、監視員を配置するなどの措置をとり、注意を怠らないこと。
- (6) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (7) 作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。
- (8) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (9) 受託者は業務現場が隣接し、又は同一場所において別途業務がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (10) 受託者は業務施行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの施行方法をしてはならない。
- (11) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかななければならない。
- (12) 受託者は市街地における業務について、建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (13) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (14) 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、又は第三者に損害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を担当職員に報告しなければならない。
- (15) 受託者は業務の施行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。
- (16) 業務が終了したときは、後片づけ及び清掃を業務期間内に完了しなければならない。

3 安全管理

受託者は、業務の施行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、業務の1期当り半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施行計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、担当職員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(安全に関する研修・訓練等の例)

- ア 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育
- イ 当該業務内容の周知徹底
- ウ 当該業務における災害対策訓練

エ 当該業務で予想される事故対策

オ その他、安全・訓練等として必要な事項

- (2) ダンプトラック、大型貨物自動車による土砂、業務用資材などの運送計画の立案にあたっては、適法な運送業者を使用することとし、過積載などによる事故防止とともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (3) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上に努めるとともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (4) 業務に関連して発生した交通事故及び業務従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書をもって報告しなければならない。
- (5) 一般交通の用に供している道路を業務施行のため使用する場合は、受託者はあらかじめ担当職員及び所管警察署と、交通規則等の具体的打ち合わせを行わなければならない。なお、交通規制の期間（時間）は必要最小限にとどめるよう努めること。また、2車線道路での片側通行禁止等の区間を設ける場合は、交通誘導員の配置、信号機の設置その他適当な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。通行禁止を行う場合は、原則としてう回路を設けなければならない。なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対し速やかに対処できるよう措置しておかななければならない。
- (6) 業務現場近くに児童に関する施設があって、児童がしばしば業務現場を通行する場所については、教育機関に依頼して児童に注意を喚起させなければならない。
- (7) 業務現場に児童が立ち入ろうとする場合には、作業員、又は誘導員は危険を児童に教えるとともに注意し安全な場所へ誘導すること。
- (8) 業務現場近くに老人又は身体障害者の施設があって老人又は身体障害者がしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路等を確保すること。

4 写真管理

(1) 基本事項

- ア 写真の種類…35mm 版、APS、電子媒体（デジタルカメラ）
- イ 写真の色彩…カラー
- ウ 写真の大きさ…サービスサイズ程度
- エ 写真帳の大きさ…4 切版のフリーサイズ又は A4 版
- オ 写真帳の提出部数…1 部（原本（ネガ、CD-R 等）は担当職員からの指示があった場合は提出する。）
- カ 撮影項目…作業状況（作業前・後及び作業中）

(2) 留意事項

- ア 写された写真を明確にするため、次の事項を記入した小黒板（65cm×50cm 程度）を必要に応じて写しこむこと。
 - 業務名 ○工種 ○撮影月日 ○撮影場所
 - 立会担当職員名（立会った場合のみ）
- イ 撮影された写真は、作業状況、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとし、撮影方法の詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。
- ウ 撮影後は速やかに現像焼き付けを行い撮影の適否を確認する。

- エ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数 80 万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)
- オ 業務写真帳については、工種毎ごとに整理することを基本とし、その詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。

C. 森林整備工種別共通仕様

1 地拵え

1-1 一般

地拵えとは、苗木を植えやすくするための準備作業をいう。

- (1) 地拵えの完了期日、筋刈りの場合の刈幅及び置幅、坪刈りの基準数、ロータリーティラーによる耕耘深さについては、それぞれ担当職員と協議するものとする。
- (2) 末木、枝条、倒木等は植え付けの支障とならないように整理しなければならない。整理の場所については担当職員と協議するものとする。
- (3) 地形の状況、末木、枝条等の堆積によって著しく植え付けの障害となる場所や、有効稚幼樹の生育地、立木の樹冠下の刈払いは担当職員の指示によること。
- (4) 担当職員の指示がある場合には草本類、笹等は刈り残さなければならない。

1-2 ブルドーザ地拵え

ブルドーザを主に使用して笹、草本類、小径木等を根部からすきとる作業をいう。根株を掘り起こして細根はていねいにすきとり、植え付けの支障のないようにすること。

- (1) 筋押の方向と幅は担当職員の指示によること。
- (2) 笹はぎは特にていねいに行って根を完全に断ち切らなければならない。
- (3) 根株、転石は植え付けの支障にならないよう整理しなければならない。

1-3 刈払機地拵え

刈払機地拵えは、笹、草本類、つる類、小径木等の地被物を地際から刈り払って植え付けの支障にならないように整理する作業をいう。

2 植栽工

2-1 仮植

仮植とは、苗木搬入後本植までの間に、苗木が根の乾燥等によって衰弱するのを防ぐために適当な場所に保存する作業である。本植する際に都合のよいように根部を土中に埋める。

- (1) 仮植地の選定は担当職員と協議すること。
- (2) 仮植地は、植栽地に近い日陰適湿の土地で雨水が停滞しない場所を選定し、乾燥を防ぐために必要な措置をとらなければならない。
- (3) 仮植地は、笹、草本類、その他の地被植物、根などを除去して十分に耕耘すること。
- (4) 苗木は慎重に扱い、根を乾燥させたり頂芽を損傷させたりしないよう注意すること。
- (5) 苗木は一本並べとして、根が露出したり苗木の葉に土がかかったりしないようにすること。
- (6) 仮植後は踏み固めを確実に行って、苗木が浮き上がらないようにすること。
- (7) 仮植地の周辺は排水をよくするために相当の深さの溝を掘って仮植地に耐水する危険がないようにすること。
- (8) 雪腐れの心配があるときは、担当職員の指示により防止用の薬剤を散布すること。
- (9) 仮植苗木は1,000本ごとに仮標識（ビニールテープ等）を入れて本数を明確にすること。
- (10) 仮植は担当職員の指示する期間内に完了しなければならない。

2-2 一般苗木植え付け

苗木を購入して林内に搬入し、所定の場所に植栽することをいう。これに伴う仮植、植え穴掘り、植栽、苗木の保護の一切を含めたものである。

1. 使用する樹木の種類、規格、単位面積当たりの植栽本数、植栽間隔、植栽完了の期日等については、それぞれ担当職員と協議することとする。

2. 苗木

- (1) 苗木は色艶がよく、鬚根が多く、頂芽が発達した、十分活力があるものであること。
- (2) 苗木が著しく衰弱していて植栽後活力が危ぶまれる場合には、苗木に活力が生じるまで根を水に浸しておくこと。
- (3) 各作業を通じて苗木は丁寧に扱うこと。頂芽や根などを損傷しないように注意しなければならない。
- (4) 苗木は到着後直ちに梱包を解いて仮植えすること。
- (5) 苗木は使用前に担当職員の検査を受けなければならない。

2-3 植付

1. 植え付けのため、仮植地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を運搬限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木は直ちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をとらなければならない。
2. 植え付けのため苗木を携行するときは、根を露出させないように苗木袋を使用しなければならない。
3. 根及び幹の剪定を必要とするときは、担当職員の指示を受けなければならない。
4. 植え付けは、担当職員の指定期間内に完了しなければならない。この場合において労務計画には、万全の措置を取らなければならない。
5. 植え付け箇所に、伐根、保存木、石礫等の障害物があって、指定の間隔によりがたいときは、列をはみ出さないよう前後に移動させるものとする。
6. 植え穴の大きさは、苗木の大きさ及び根茎に応じたものでなければならない。
7. 植え穴の掘り方は、地被物を除去して十分に掘り起こし、砕土した後、根茎、石礫、落葉等を取り除かなければならない。
8. 植え付けにあたっては、植え穴のほぼ中央に苗木の根を十分に広げておき、まず表層から順次埋め戻し、苗木の先端を上方に軽く引き上げ、揺り動かすようにして踏み固め必要に応じて地被物などを被服しなければならない。この場合において深植えにならないように、かつ根が露出しないように注意しなければならない。
9. 気象状況により植え付け後の活着が危ぶまれるときは、担当職員と協議し作業を中止しなければならない。

2-4 補植

補植とは、枯損した苗木又は、その後正常な成長が期待できない苗木を予め指示された苗木をもって植え替えることをいう。

1. 植え方については、前条2-3による。

2-5 山引苗植付

山引苗植付は、苗木を林内より採取し選苗したのち所定の場所へ植え付ける作業をいい、これに伴う仮植・植穴掘り・植え付け及び苗木の保護一切を含めたものをいう。

1. 植付に使用する苗木の種類、寸法、単位面積当たりの本数、間隔、完了期日等については、それぞれ担当職員と協議することとする。
2. 山引苗の採取地は、地形があまり急でない沢地を選び、採取する場合には地上部の形から前年度によく伸びている太いものだけを採取すること。
3. 山引苗の掘り取りは器具を用いて丁寧にを行うこと。この時、根切り、根うかし等を行うこととし根の表皮をいためたり、裂傷を与えたりしないよう注意すること。また掘り取った苗を乾かさないうなるべく早く仮植するものとする。

4. 選苗については、担当職員と協議すること。
5. 苗木の扱いは、2-2による。
6. 植え付けにあたっては、2-3による。

2-6 山取植付

山取植付とは、指示により林内より樹木を根鉢付きで掘り取り指定の場所に植え穴を掘り土壌改良剤を投入し植え付ける作業をいう。

2-7 苗運搬

苗運搬とは、購入した苗木を林内の仮植または植付する場所に搬入するためのトラック運搬のことをいう。

1. 受託者は、使用する苗木について予め出荷者、出荷期日、運搬方法、着荷場所等について、緊密な連絡を取り苗木の掘取り、選苗、格納について、立会しその経過を明らかにしておかなければならない。
2. 指定の苗木運搬方法を変更する時は、担当職員の指示を受けなければならない。
3. 苗木の運搬中は、根が露出しないように留意し乾燥の著しい時は、水分を補給しなければならない。
4. 苗木は、到着後直ちに梱包を解き、仮植または植付しなければならない。
5. 苗木は丁寧に取扱い頂芽、根等を損傷しないように注意しなければならない。

2-8 樹木等運搬

これは、山引苗植付、山取植付用の苗木、樹木を林内の採取場所、掘取場所から仮植場所または植栽場所に搬入するためのトラック運搬のことをいう。

1. 苗木、樹木の運搬中は、根が露出しないように留意し乾燥の著しい時は、水分を補給しなければならない。
2. 苗木、樹木は、到着後直ちに、仮植え又は、植栽しなければならない。
3. 苗木、樹木は丁寧に取扱い頂芽、根等を損傷しないように注意しなければならない。

3 刈払

刈払いとは、植栽木及び有用樹の成長を阻害する笹、つる類、かん木等を地際から刈払う下刈、天然更新を促進させるためのササ等の刈払い及び林道、防火帯、境界の草刈作業のことをいう。また、手刈りとは、急傾斜地や圃場等の機械刈り困難地において、鎌、ナタ等を用いて地際から刈払うことをいう。

1. 刈払いは、植栽木及び有用樹を損傷しないように、十分に注意して行わなければならない。
2. 刈払いは、担当職員の指示する幅、区域を刈り払うこと。
3. 刈払いは、地際（刈高10cm以下）で刈ること。
4. 特定外来生物の刈払等の取扱いについて

(1) 区域に「特定外来生物（植物）」の生育が確認され、「防除」に該当する助走行為を行う必要がある場合は、防除の方法について担当職員と協議すること。

※1：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）により規制されている外来植物で、札幌市内ではこれまでに次の3種が確認されている。同定方法については「特定外来生物ハンドブックー植物編ー」や環境省ホームページを参照のこと。

種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモ

（平成22年6月時点）

※ 2 : 環境省ホームページの同定マニュアル

簡易版 <http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu.pdf>

詳細版 <http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu2.pdf>

※ 3 : 駆除

特定外来生物（植物）を除草する場合で、特定外来生物（植物）の根・種子がついていないもの又は枯死したものを運搬したり、刈草・すき取り物を一般廃棄物収集運搬業の許可業者が運搬する場合等は「駆除」に該当する。

「駆除」を行う場合は、「ウ 防除の実施」に準じ、適正にオオハンゴンソウ等の除草、運搬及び処分を行うこと。

- 例）
- ・ 種子ができる前に刈り取った地上部を運搬
 - ・ 種子ができる前に抜き取った根を枯死させてから運搬
 - ・ 刈草・すき取り物を一般廃棄物収集運搬業の許可業者が運搬

※ 4 : 防除

特定外来生物（植物）を除草する場合で、特定外来生物（植物）の根・種子を生きたまま運搬したり、根・種子を含む（可能性のある）土砂を運搬する場合等は「防除」に該当する。

「防除」を行う場合は、「イ 防除の手続き」を行った上で、「ウ 防除の実施」により、適正にオオハンゴンソウ等の除草、運搬及び処分を行うこと。

- 例）
- ・ 種子ができた後に刈り取った地上部を運搬
 - ・ 抜き取った根を生きた状態のまま運搬
 - ・ 根・種子を含む（可能性のある）土砂を運搬

(2) 防除の手続き

区域について、特定外来生物（植物）の防除を行う場合は、次の手続きを行うものとする。

ア 防除従事者証

- 防除に着手する前に、発注者に「オオハンゴンソウ等特定外来生物防除従事者証交付願」を申請し、防除従事者証の交付を受けること。
- 防除作業に従事する際は防除従事者証を携帯し、地域住民等から説明を求められた場合は、防除の目的や内容について説明するよう努めること。
- 許可期間満了後は、防除従事者証を速やかに返還するとともに、防除実施報告書を提出すること。

イ 関係地域住民等への周知

従前の立て看板に特定外来生物の取扱いについて添付し、事前に関係地域住民等への周知を図ること。

※ 立て看板添付記載例

特定外来生物取扱いに関するお知らせ

作業区域内に、オオハンゴンソウ等の特定外来生物の生育が確認され、防除の必要性がある場合は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 18 条第 1 項に基づき、札幌市による防除を行い、適切に処理いたします。

対象特定外来生物：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモ

(3) 防除の実施

防除の実施に当たっては、外来生物法を遵守し次のとおり行うものとする

ア 周辺に飛散しないよう注意して行うとともに、他の動植物の生息・生育に支障がある期間や区域は避けること。

a 種子ができた後の刈り取り

種子ができた後に刈り取る場合は、種子の部分をつみ取ってから行うなど種子の飛散防止に努めること。

b 表土のすき取り

すき取りを行い、土中に含まれる根や種子を除去する場合は、現地で根の深さを確認した上で、確実に根が除去できる深さまですき取ること。また、すき取り土は、可能な限りすき取り物と土砂に分別すること。

c 採取した刈草等の管理

刈草等は、特定外来生物以外の刈草等と分け、重さを測って記録すること。また、刈草等は、放置したり防除従事者や第三者が持ち帰ったりすることがないように、シートで覆ったり、ビニール袋に入れるなど適切に管理すること。

イ 運搬

運搬は、シートで覆ったり、ビニール袋に入れたり、パッカー車を使うなど周辺に飛散しないよう十分配慮すること。

ウ 処分

刈草等は、受入先の清掃工場、埋立処理場等の処分施設に特定外来生物であることを伝え、焼却、埋立等により適切に処分すること。

a 刈草

刈草は、清掃工場に搬入して焼却処分を行うこと。

b すき取り物

すき取り土から分別したすき取り物は埋立処理場に搬入し、埋立処分を行うこと。

c 土砂

すき取り土から分別した土砂は、現地で 20cm 以上の覆土により処理すること。現地で処理ができない場合は、処理が可能な残土受入施設に搬入し、20cm 以上の覆土により処理すること。

4 選木及び森林調査等

4-1 選木

指示区域内の間伐及び除伐木を選定し、明確に分かるように目印を付ける作業をいう。

1. 選木にあたっては、立地条件、植栽木有用樹の良好な成長を考慮して行うものとする。
2. 選木標準図作成等必要成果品を提出する。
3. 選木調査の報告は、【選木調査集計表（別紙様式 23 号）】とする。

4-2 森林調査

毎木調査を標準とするが、その他の調査を含む作業をいう。

1. 調査目的については、担当職員と協議するものとする。
2. 調査結果については、担当職員の指示がある場合には報告書を提出しなければならない。
3. 調査地の写真撮影を行うこと。

4-3 標準値調査

標準値調査とは、無作為に選定した小規模面積の現地調査をおこない、指示区域内の立木などを調査する作業のことをいう。

1. 標準地の面積は0.04ha（20m×20m）を標準とする。
2. 調査結果については、担当職員の指示がある場合には報告書を提出しなければならない。
3. 調査地の写真撮影を行うこと。
4. 毎木調査の報告は、【標準地調査票（別紙様式24号）】による。

4-4 樹冠投影図作成調査

樹冠投影図作成調査とは、無作為に選定した小規模面積の現地調査をおこない、指示区域内の樹冠投影図作成を目的とした調査のことをいう。

1. 標準地の面積は0.04ha（20m×20m）を標準とする。
5. 調査結果については、担当職員の指示がある場合には報告書を提出しなければならない。
6. 調査地の写真撮影を行うこと。

4-5 施業地測量

施業地測量とは、ポケットコンパスを使って施業地の外周を測量する作業をいう。

1. 施業面積、延長等測量成果品を提出する。
2. 林道、林道予定地等の路線測量もある。

5 伐木、短材処理（玉切り）、木寄せ、集材作業、巻立て、計測・集計

前もって選木された林木を伐倒して、枝払い、短材処理（玉切り）（以上、伐木）、木寄せ、集材作業、巻立て、計測、集計（以上、計測・集計）までの間伐で行う各種作業をいう。以下の項目に注意すること。

1. 径8cm以上の伐採木は折損木等であっても林外へ搬出する。（指示により例外あり）
2. 伐木高さは地際から15cm以下とする。（冬季作業等例外あり）
3. 伐倒や集材を行うときに残存木を損傷しないよう注意すること。
4. 間伐木は担当職員が指示する寸法に切断して林道脇の山土場等に巻き立てること。
5. チェンソーの使用については、作業員を交代させる等振動障害対策をたてて行うこと。
6. 林道近くなど一般の入林者が近づくことが予想できる場合には、標識を立てるなど積極的に注意を呼びかけて事故防止に努めること。
7. 伐倒、枝払い、集材等の作業が同時に行われる場合には、作業場所同士の間隔を広くするなど、作業を安全に進められるように考慮すること。
8. 伐倒木の方向規制は慎重かつ確実にすること。
9. 作業が終了したらすみやかに計測して担当職員に書面で報告すること。【間伐材集計表（様式25）】

5-1 間伐・集材

前もって選木された林木を伐倒・枝払い、短材処理、木寄せ、集材作業、（機械・人力）巻立、計測・集計までの一連の間伐作業をいう。

5-2 伐木

枯損木や集材困難区域（急傾斜地等）、冬季間伐区域（雪解け後、集材作業などを実施）などにおいて、伐倒・枝払い、短材処理までの一連の作業をいう。

5-3 集材

冬季間伐区域などにおいて、既に伐木（伐倒・枝払い、短材処理）された木材を、木寄せ、集材作業、機械巻立、土場玉切り、計測・集計までの一連の間伐作業をいう。

5-4 切株処理

冬季間伐区域において、地際から伐倒されずに残っている切株を切り、処理する作業をいう。処理する高さは、地際から15cm以下とする。切株は林内に自然還元することを基本とする。

5-5 ブル集材

木材を、ブルドーザを用いて集積箇所（山土場）等へ運搬する作業をいう。集材作業に当たっては残存木を損傷しないよう注意すること。

5-6 人力運搬

木材を、人力により集積箇所（山土場）等へ運搬する作業をいう。また、一般的な材料などを運搬する作業もこれに含まれることとする。

6 除雪

6-1 根出し除雪

1. 伐採のときに幹の周辺の雪を根部が見えるまで取り除く作業をいう。
2. 作業がやりやすいように、また安全にできるように、十分な除雪を行うことをいう。

6-2 機械除雪

1. ブルドーザを使用して林道などを車両が通行できるように除雪することをいう。
2. 路盤、林地、電話線等を損傷しないようにすること。

7 集材路

7-1 山土場造成

木材を集積し、玉切り、巻立て、計測などの作業が安全かつ迅速にできるように地被物等をすきとって平坦な区域を造る作業をいう。作業に当たっては残存木を損傷しないようにすること。

7-2 集材路作設

ブルドーザ集材を安全に行えるように作業道を造成することをいう。

1. 必要以上に掘削するなど林地を破壊するような造成はしないこと。
2. 屈曲部は集材作業を円滑に行えるように特に配慮すること。
3. 地形をよく考慮して流水の影響を最小限にとどめること。

7-3 作業支線造成

指示書または担当職員の指示により、作業道を造成することをいう。

1. 土工は片切りにより行うこと。勾配が急な場合には盛土部の表層を取り除いてから盛土すること。
2. 盛土部分は十分締め固め、沈下によって使用上の支障が生じないようにすること。
3. 支線の幅員は3m内外、法面は1割を標準とする。
4. 路床の含水軟化を防ぐために排水を考慮して造成すること。
5. 地形をよく考慮して流水の影響を最小限にとどめること。

7-4 林道補修

1. ブルドーザを使用して、林道の有効幅員部分を平坦に仕上げることをいう。
2. ワダチ及び穴は埋めること。
3. 軟弱な部分があれば除去すること。

D. 森林整備施業区分(条件など)説明

1 地拵え

■ブルドーザ地拵え

① ブル地拵えA (良好)

雑草・カヤ類・ミヤコザサ・クマイザサ地で造成地内に作業の支障となる石礫・埋木・残根等の障害物が存在しない地帯、造成地にトラクタ及び作業機械の走行に支障となる小起伏が少ない地帯（整地済地を含む）等、作業が順調に行われる地帯。

② ブル地拵えB (普通)

雑草・カヤ類・ミヤコザサ・クマイザサ地で造成地内に作業の支障となる石礫・埋木・残根等の障害物が多少存在する地帯、造成地にトラクタ及び作業機械の走行に支障となる小起伏が多少ある地帯等、作業が普通に行われる地帯。

③ ブル地拵えC (不良)

雑草・カヤ類・ミヤコザサ・クマイザサ地で造成地内に作業の支障となる石礫・埋木・残根等の障害物がある地帯、造成地にトラクタ及び作業機械の走行に支障となる小起伏がある地帯等、作業が困難である地帯。

■刈払機地拵え

(刈払機地拵え－全刈)

指定された全ての区域の地拵えをする場合。

① 刈払機地拵えA (全刈－雑草・カヤ類 (ミヤコザサ・クマイザサ矮性含む) 地)

草本類が主で小径木や笹が散在する林地を刈払機で地拵えするもの。枝打ちの後で枝条がある場合や植え付けに支障となるものがある場合にはそれらの整理を含む。

② 刈払機地拵えC (全刈－クマイザサ・チシマザサ地)

クマイザサが主で小径木や草本類が散在する林地を刈払機で地拵えするもの。枝条などの処理はAと同様とする。

(刈払機地拵え－筋刈)

筋状に地拵えをする場合。小面積で作業地が分散し、連続作業が困難な場合を含む。

③ 刈払機地拵えE (筋刈－雑草・カヤ類 (ミヤコザサ・クマイザサ矮性含む) 地)

草本類が主で小径木や笹が散在する林地を刈払機で地拵えするもの。枝打ちの後で枝条がある場合や植え付けに支障となるものがある場合にはそれらの整理を含む。

④ 刈払機地拵えF (筋刈－クマイザサ・チシマザサ地)

笹が主で小径木や草本類が散在する林地を刈払機で地拵えするもの。枝条などの処理はEと同様とする。

2 植付

(造林用苗木樹種別規格表)

樹種	種別・名称	H/D	根本径	苗長(H)	備考	
1A	トドマツ	山行苗1号	45以下	10mm上	30cm以上	1回床替以上
2B	エゾマツ	"	45以下	10mm上	30cm以上	"
3C	エゾマツ	山行苗2号	—	8mm上	25cm以上	"
4D	イチイ	山行苗1号		9mm上	40cm以上	"
5E	ゲイマツF1	"		6mm上	30cm以上	"
9A	ヤチダモ	"		10mm上	40cm以上	"
10B	ハルニレ	"		8mm上	60cm以上	"
11C	エンジュ	"		9mm上	40cm以上	"

3 刈払

■機械刈（肩掛け式刈払機使用）

（現場条件及び作業内容等の区分）

	雑草・カヤ類 クマイザサ矮性・チシマザサ矮性		クマイザサ矮性・チシマザサ	
	筋 刈	全 刈	筋 刈	全 刈
年 1 回刈	刈払 A	刈払 B	刈払 C	刈払 D
年 2 回刈	刈払 E	刈払 F	刈払 G	刈払 H

全 刈：笹、草本類の生える造林地等を全面にわたって刈払う場合

筋 刈：笹、草本類の生える造林地等を苗木の植列に沿って帯状に刈払う場合。

※年 2 回刈は、草本類の再生力が強いいため、年 2 回の刈払いが必要な場合に実施するもので、費用は面積あたり 2 回分の費用を積算している。

※林道や防火帯等の刈払は、林道筋や防火帯の繁茂した草本類を指示された幅、区域の刈払いを実施するもので、一般的には、上記区分の刈払 B（年 1 回・雑草類）とする。

■手刈り等（人力：鎌・ナタ使用）

（手刈り：鎌・ナタなど使用）

急傾斜地や圃場等の機械刈りが困難な区域において、鎌やナタなどを用いた草刈

① 手刈り A（雑草・カヤ類（ミヤコザサ矮性・クマイザサ矮性含む）地）

草本類が主で小径木や笹が散在する林地を鎌などを使用して刈り払いするもの。

② 手刈り B（クマイザサ・チシマザサ地）

笹が主で小径木や草本類が散在する林地を鎌などを使用して刈り払いするもの。

（稚樹刈払い：手刈りと機械刈りの併用）

③ 稚樹刈り出し A（雑草・カヤ類（ミヤコザサ矮性・クマイザサ矮性含む）地）

草本類が主体の更新地において、有用木の稚樹の生育を阻害する草類の刈払いをおこなう。

④ 稚樹刈り出し B（クマイザサ・チシマザサ地）

笹類が主体の更新地において、有用木の稚樹の生育を阻害する笹類の刈払いをおこなう。

⑤ 稚樹刈り出し C（雑草・カヤ類（ミヤコザサ矮性・クマイザサ矮性含む）地）

草本類が主体の更新地において、有用木の稚樹の生育を阻害する草類の刈払いを年 2 回おこなう。

⑥ 稚樹刈り出し D（クマイザサ・チシマザサ地）

笹類が主体の更新地において、有用木の稚樹の生育を阻害する笹類の刈払いを年 2 回おこなう。

4 選木及び森林調査等

■選木及び森林調査

- ① 選木及び森林調査 A：夏期・傾斜 15° 未満
- ② 選木及び森林調査 B：夏期・傾斜 15° ～ 25°
- ③ 選木及び森林調査 C：冬期・傾斜 15° 未満
- ④ 選木及び森林調査 D：冬期・傾斜 15° ～ 25°

課長	係長	係

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

札幌市長様

住所または所在地
受託者 会社名または名称
代 表 者

印

業務名

上記業務は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

上記業務を着手したことを認める。

業務主任 技術職員

現場代理人及び主任技術者指定通知書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者

印

TEL

業務番号

業務名

上記業務に係る現場代理人及び主任技術者を次のとおり定めたので、
別紙経歴書を添えて通知します。

区分

氏名

備考

現場代理人

主任技術者

- ・「区分」欄は、現場代理人、主任技術者の種別を記載すること。（技術者の配置については建設業法第26条及び第26条の2を参照し適正に行うこと。）
- ・現場代理人と主任技術者は兼ねることができる。
- ・「備考」欄は、兼任の別、あるいは共同企業体の場合は所属会社名を記載すること。
- ・受託業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険書の写し等）をそれぞれ添付すること。
- ・提出部数 1部
- ・提出先 業務主任
- ・提出期限 着手届と同時

現場代理人及び主任技術者変更通知書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者

⑩

T E L

業務番号

業 務 名

上記業務に係る現場代理人及び主任技術者を次のとおり変更したので、
別紙経歴書を添えて通知します。

区分

氏名

備考(理由)

新

旧

- ・「区分」欄は、現場代理人、主任技術者の種別を記載すること。(技術者の配置については建設業法第26条及び第26条の2を参照し適正に行うこと。)
- ・現場代理人と主任技術者は兼ねることができる。
- ・「備考」欄は、兼任の別、あるいは共同企業体の場合は所属会社名を記載すること。
- ・受託業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類(健康保険書の写し等)をそれぞれ添付すること。
- ・提出部数 1部
- ・提出先 業務主任

**現場代理人
主任技術者
経歴書**

現住所			
氏名		生年月日	※大正 昭和 平成 年 月 日生
最終学歴	卒業年月	学校名	専攻学科
	※昭和 平成 年 月		
職歴	※昭和 平成 令和 年 月	入社（ 年 月退職）	
	※昭和 平成 令和 年 月	入社	
技術資格	※昭和 平成 令和 年 月		取得No.
	※昭和 平成 令和 年 月		取得No.
主要業務経歴	業 務 名		契約金額(千円)
	直前1年分		年 月 年 月
			年 月 年 月
	直前2年分		年 月 年 月
		年 月 年 月	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日			
氏名			印

- ・ ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。
- ・ 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

令和 年 月 日

札幌市長

様

請 負 人

業務工程月報

(月分)

課 長	係 長	業務主任

このことについて下記のとおりご報告します。

業務名						業務主任氏名				
業務工程表の 進 捗 率		%		実 際 の 進 捗 率		%		翌月分の 進捗率見込		%
工 種		本日迄の 進捗率 %		摘 要		工 種		本日迄の 進捗率 %		摘 要

特 記 事 項

業務終了届（第 期分）

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

受託者住所

受託者氏名

代表者氏名

業 務 番 号

業 務 名

第 期分（ 月 日 ～ 月 日）

令和 年 月 日付契約の上記業務について、令和 年 月 日
（ 終了 ・ 完了 ）したのでお届けします。

受付

令和 年 月 日

業務（終了・完了）
したことを認める。業務主任
技術職員

印

課 長

係 長

係

令和 年 月 日上記のとおり（ 終了届・完了届 ）の提出があったので、この業務の履行
検査に関する検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日 に検査を実施し
てよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

業務完了届（第 期分）

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

受託者住所

受託者氏名

代表者氏名

業 務 番 号

業 務 名

第 期分（ 月 日 ～ 月 日）

令和 年 月 日付契約の上記業務について、令和 年 月 日
（ 終了 ・ 完了 ）したのでお届けします。

受付

令和 年 月 日

業務（終了・完了）
したことを認める。業務主任
技術職員

印

課 長

係 長

係

令和 年 月 日上記のとおり（ 終了届・完了届 ）の提出があったので、この業務の履行
検査に関する検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日 に検査を実施し
てよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

お願い
<p>札幌市美しい森林づくり基盤整備業務のため、ご迷惑をおかけしますがよろしくご協力願います なお、お気づきの点は係員にお申し出ください。</p>
<p>札幌市建設局みどりの推進部 T E L</p> <p>受託者 T E L</p>

業務標識
<p>業務名</p>
<p>業務内容</p>
<p>業務期間</p>
<p>札幌市建設局みどりの推進部 T E L</p> <p>受託者 T E L</p>

※ 注意看板・お知らせ看板等必要に応じて、担当職員と協議の上設置すること。

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

選木調査集計表

年 月 日

林小班		樹種		伐採本数	本
面積	ha	林齡	年	伐倒本数	本
実施面積	ha	胸高直径	cm	業務時期	

胸高直径				広葉樹			計	備考
	間伐木	枯損木	小計	間伐木 (14cm以上)	枯損木 (4cm-12cm)	小計		
4								
6								
8								
10								
12								
14								
16								
18								
20								
22								
24								
26								
28								
30								
32								
34								
36								
38								
40								
42								
44								
46								
48								
50								
合計本数								
平均胸高直径(cm)			/			/		
一般樹高								
ha当たり (本数)								

$$\sqrt{\frac{\sum((\text{胸高直径}^2) \times \text{本数})}{\sum \text{本数}}} = \text{平均胸高直径}$$

間伐材出材総数量集計表

区分	樹種	材種	規格		数量			
			長級 (m)	径級 (cm)	本数 (本)	材積 (m ³)		
針葉樹素材	カラマツ	一般材	1.80	6~13				
				(1.80小計)				
		一般材	3.65	~13				
		一般材	3.65	14~18				
		一般材	3.65	20~28				
		一般材	3.65	30~				
				(3.65小計)				
				(カラマツ一般材計)				
				チップ材	1.80	6~		
				(カラマツ材合計)				
針葉樹素材計	トドマツ	一般材	3.65	~13				
		一般材	3.65	14~18				
		一般材	3.65	20~22				
		一般材	3.65	24~28				
		一般材	3.65	30~				
				(トドマツ一般材計)				
				パルプ材	1.80	6~		
				(トドマツ材合計)				
広葉樹素材計	広葉樹	チップ材	1.80	6~				
【売払い用丸太素材計】								
丸太素材合計								

* この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業務指示・協議書

業務名	札幌市美しい森林づくり基盤整備業務
期間	令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

指示・ 協議日	業務主任からの指示・協議内容		現場代理人からの報告・ 協議内容	承諾日
	場所	作業		

確認欄 業務主任 _____ (印)

現場代理人 _____ (印)

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	札幌市美しい森林づくり基盤整備事業	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
				工事区分	美しい森林づくり基盤整備事業	数量増減
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
美しい森林づくり基盤整備事業			式	1		
間伐事業			式	1		
秋期間伐事業			式	1		
15林班2小班1		6.97ha	式	1		内-1号
17林班11小班		14.48ha	式	1		内-2号
18林班4小班1		5.23ha	式	1		内-3号
造林事業			式	1		
造林事業			式	1		
造林事業 15林班7小班		0.5ha	式	1		内-4号
皆伐事業			式	1		
皆伐(小規模)			式	1		
24林班15小班		2.00ha(列状間伐準用)	式	1		内-5号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	札幌市美しい森林づくり基盤整備事業		当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
		工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	概要
		直接工事費			式	1		
		共通仮設費			式	1		
		共通仮設費（率計上）			式	1		
		純工事費			式	1		
		現場管理費			式	1		
		工事原価			式	1		
		一般管理費等			式	1		
		工事価格			式	1		
		消費税等相当額			式	1		
		工事費計			式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	18林班4小班1	単価適用年月	2022.09	歩掛適用年月	2022.09	労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
カラマツ間伐 胸高直径28cm	伐木造材～計測集計 集材距離 100m	本	495		単一 9号		
広葉樹間伐 胸高直径20cm	伐木造材～計測集計 集材距離 100m	本	25		単一 10号		
カラマツ切捨て間伐 胸高直径26cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理	本	230		単一 11号		
広葉樹切捨て間伐 胸高直径10cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理	本	34		単一 12号		
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	造林事業 15林班7小班	単価適用年月	2022.09	歩掛適用年月	2022.09	労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
刈払地拵えE 1m幅刈 1m 残し	筋刈：ミヤコザサ・クマイザサ矮性	ha	0.5		単一 13号		
育苗苗掘取A 主林木	H=50cm未満・根巻き無 ミズナラ	100本	5		単一 14号		
育苗苗植栽A 主林木 0.6 m□の地被物除去含む	仮植・小運搬・植栽 H=50cm未満・根巻きなし	100本	5		単一 15号		
広葉樹苗運搬 2tトラック	10kmまで	回	1		単一 16号		
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	24林班15小班	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022. 09 2022. 09 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラマツ伐採 胸高直径28cm	伐木造材～計測集計 集材距離 80m（列状間伐準用）	本	470		単一 17号
広葉樹伐採 胸高直径18cm	伐木造材～計測集計 集材距離 80m（列状間伐準用）	本	160		単一 18号
カラマツ切捨伐採 胸高直径28cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理（間伐準用）	本	52		単一 19号
広葉樹切捨伐採 胸高直径8cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理（間伐準用）	本	20		単一 20号
合 計					

単-1号

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
カラマツ間伐 胸高直径28cm	伐木造材～計測集計 集材距離 150m	単位	本	数量
				100
伐木造材	胸高直径28cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	6.09	単- 21号
木寄せ	胸高直径28cm 100本	日	1.36	単- 22号
ブル集材	胸高直径28cm 100本 D=150m	日	2.08	単- 23号
機械巻立て	胸高直径28cm 100本	日	0.335	単- 24号
計測・集計	胸高直径28cm 100本	日	2.09	単- 25号
計				
単価				円/本

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022. 09
歩掛適用年月	2022. 09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
広葉樹間伐 胸高直径20cm	伐木造材～計測集計 集材距離 150m	単位	本	数量
				100
伐木造材	胸高直径20cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	3.42	単- 26号
木寄せ	胸高直径20cm 100本	日	0.97	単- 27号
ブル集材	胸高直径20cm 100本 D=150m	日	1	単- 28号
機械巻立て	胸高直径20cm 100本	日	0.132	単- 29号
計測・集計	胸高直径20cm 100本	日	1.51	単- 30号
計				
単価				円/本

単-3号

2次単価表 (金抜き)

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

カラマツ切捨て間伐 胸高直径26cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理	単位	本	数量	100
名称	規格	単位	数量	摘要	
伐木造材	胸高直径26cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	5.3	単一 31号	
計					
単価				円/本	

単-4号

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

広葉樹切捨て間伐 胸高直径10cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理	単位	本	数量	100
名称	規格	単位	数量	摘要	
伐木造材	胸高直径10cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	0.98	単一 32号	
計					
単価				円/本	

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022. 09
歩掛適用年月	2022. 09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
カラマツ間伐 胸高直径30cm	伐木造材～計測集計 集材距離 150m	単位	本	数量
				100
伐木造材	胸高直径30cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	6.87	単一 33号
木寄せ	胸高直径30cm 100本	日	1.46	単一 34号
ブル集材	胸高直径30cm 100本 D=150m	日	2.35	単一 35号
機械巻立て	胸高直径30cm 100本	日	0.404	単一 36号
計測・集計	胸高直径30cm 100本	日	2.23	単一 37号
計				
単価				円/本

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
広葉樹間伐 胸高直径20cm	伐木造材～計測集計 集材距離 150m	単位	本	数量 100
伐木造材	胸高直径20cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	3.42	単一 38号
木寄せ	胸高直径20cm 100本	日	0.97	単一 39号
ブル集材	胸高直径20cm 100本 D=150m	日	1	単一 40号
機械巻立て	胸高直径20cm 100本	日	0.132	単一 41号
計測・集計	胸高直径20cm 100本	日	1.51	単一 42号
計				
単価				円/本

単-7号

2次単価表 (金抜き)

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

カラマツ切捨て間伐 胸高直径26cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理	単位	本	数量	100
名称	規格	単位	数量	摘要	
伐木造材	胸高直径26cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	5.3	単一 43号	
計					
単価				円/本	

単-8号

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

広葉樹切捨て間伐 胸高直径10cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理	単位	本	数量	100
名称	規格	単位	数量	摘要	
伐木造材	胸高直径10cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	0.98	単一 44号	
計					
単価				円/本	

単-9号

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
カラマツ間伐 胸高直径28cm	伐木造材～計測集計 集材距離 100m	単位	本	数量
				100
伐木造材	胸高直径28cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	6.09	単一 45号
木寄せ	胸高直径28cm 100本	日	1.36	単一 46号
ブル集材	胸高直径28cm 100本 D=100m	日	1.98	単一 47号
機械巻立て	胸高直径28cm 100本	日	0.335	単一 48号
計測・集計	胸高直径28cm 100本	日	2.09	単一 49号
計				
単価				円/本

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
広葉樹間伐 胸高直径20cm	伐木造材～計測集計 集材距離 100m	単位	本	数量
				100
伐木造材	胸高直径20cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	3.42	単一 50号
木寄せ	胸高直径20cm 100本	日	0.97	単一 51号
ブル集材	胸高直径20cm 100本 D=100m	日	0.953	単一 52号
機械巻立て	胸高直径20cm 100本	日	0.132	単一 53号
計測・集計	胸高直径20cm 100本	日	1.51	単一 54号
計				
単価				円/本

単-11号

2次単価表 (金抜き)

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

カラマツ切捨て間伐 胸高直径26cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理	単位	本	数量	100
名称	規格	単位	数量	摘要	
伐木造材	胸高直径26cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	5.3	単一 55号	
計					
単価				円/本	

単-12号

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

広葉樹切捨て間伐 胸高直径10cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理	単位	本	数量	100
名称	規格	単位	数量	摘要	
伐木造材	胸高直径10cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	0.98	単一 56号	
計					
単価				円/本	

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

刈払地拵えE 1m幅刈 1m残し (森土事標準歩掛)	筋刈：ミヤコザサ・クマイザサ矮性	単位	ha	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要
草刈機（肩掛式）	255mm	日	4.5		単- 57号
特殊作業員		人	4.5		
普通作業員		人	17.3		
計					
単価					円/ha

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
育苗掘取A 主林木	H=50cm未満・根巻き無 ミズナラ	単位	100本	数量
				1
造園工		人	1.6	
普通作業員		人	1.6	
計				
単価				円/100本

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
育苗苗植栽A 主林木 0.6m□の地被物除去含む	仮植・小運搬・植栽 H=50cm未満・根巻きなし	単位	100本	数量 10
苗圃苗仮植		1000本	1	単- 58号
苗圃苗小運搬	100m未満	1000本	1	単- 59号
苗圃苗植栽		1000本	1	単- 60号
計				
単価				円/100本

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	回	数量	摘要
広葉樹苗運搬 2tトラック	10kmまで				1
トラック積卸	2t積卸料(ミズナラ)	回		1	
トラック運搬費	小型車(2tクラス) 10kmまで	回		1	
計					
単価					円/回

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
カラマツ伐採 胸高直径28cm	伐木造材～計測集計 集材距離 80m（列状間伐準用）	単位	本	数量
				100
伐木造材(列状)	胸高直径28cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	4.87	単一 61号
木寄せ	胸高直径28cm 100本	日	1.36	単一 62号
ブル集材(列状)	胸高直径28cm 100本 D=80m	日	1.76	単一 63号
機械巻立て	胸高直径28cm 100本	日	0.335	単一 64号
計測・集計	胸高直径28cm 100本	日	2.09	単一 65号
計				
単価				円/本

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022. 09
歩掛適用年月	2022. 09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
広葉樹伐採 胸高直径18cm	伐木造材～計測集計 集材距離 80m（列状間伐準用）	単位	本	数量
				100
伐木造材(列状)	胸高直径18cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	2.27	単一 66号
木寄せ	胸高直径18cm 100本	日	0.88	単一 67号
ブル集材(列状)	胸高直径18cm 100本 D=80m	日	0.663	単一 68号
機械巻立て	胸高直径18cm 100本	日	0.097	単一 69号
計測・集計	胸高直径18cm 100本	日	1.37	単一 70号
計				
単価				円/本

単一19号

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

カラマツ切捨伐採 胸高直径28cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理（間伐準用）	単位	本	数量	100
名称	規格	単位	数量	摘要	
伐木造材	胸高直径28cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	4.87	単一 71号	
計					
単価				円/本	

単一20号

単価適用年月	2022.09
歩掛適用年月	2022.09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

広葉樹切捨伐採 胸高直径8cm	枯損木等処理 伐倒+短材処理（間伐準用）	単位	本	数量	100
名称	規格	単位	数量	摘要	
伐木造材	胸高直径8cm 100本 伐倒・短材処理・枝払い	日	0.51	単一 72号	
計					
単価				円/本	

R4札幌市美しい森林づくり基盤整備業務数量表

	業務内容	樹木径 (cm)	林班	実施面積ha	樹種	林齢	本数
間伐	カラマツ間伐	径 28	15-2-1	6.97	カラマツ	77	313
	広葉樹間伐	径 20					150
	カラマツ伐倒	径 26					255
	広葉樹伐倒	径 10					99
	小計						817
間伐	カラマツ間伐	径 30	17-11	14.48	カラマツ	71	1,191
	広葉樹間伐	径 20					282
	カラマツ伐倒	径 26					227
	広葉樹伐倒	径 10					230
	小計						1,930
間伐	カラマツ間伐	径 28	18-4-1	5.23	カラマツ	72	495
	広葉樹間伐	径 20					25
	カラマツ伐倒	径 26					230
	広葉樹伐倒	径 10					34
	小計						784
計	カラマツ間伐			26.68			1,999
	広葉樹間伐						457
	カラマツ伐倒						712
	広葉樹伐倒						363
	計						3,531
造林	樹下植栽 カラマツ		15-7	0.5	ミズナラ		500

